

平成25年度短期外国出張者報告書簡

氏 名 荒 谷 謙 介	所属庁・官職 仙台地方裁判所 判事	出張先 米国
提出書面 平成25年10月21日付け報告書簡		
キーワード欄（8項目以内でお願いします。）		
・連邦最高裁判所ロバーツ長官表敬		
・国際法曹協会（IBA：International Bar Association）年次総会出席		
・連邦巡回区控訴裁判所訪問		
・ハーバードロースクール ミノウ学部長表敬		
・マサチューセッツ州最高裁判所 アイルランド長官表敬		
・国際通商裁判所訪問		
・ニューヨーク州最高裁判所刑事部門（第一審）訪問		
・ニューヨーク州最高裁判所控訴部（第二審）訪問		

平成25年10月21日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

仙台地方裁判所判事 荒谷謙介

平成25年10月3日から同月13日まで、大橋正春最高裁判所判事の随員として、アメリカ合衆国に出張しましたが、その概要は、以下のとおりです。

第1 ワシントンDC（10月3日から同月5日まで）

アメリカ連邦政府の予算に関する与野党対立の影響により、10月から政府機関が閉鎖されることとなり、訪問先機関が受入れ可能であるか懸念されたが、以下のとおり、連邦議会図書館を除き、訪問することができた。

ワシントンDC滞在中は、政府機関閉鎖の影響により、政府が運営するスミソニアン博物館などが閉鎖されており、観光客が行き場を失っているとの報道がされていて、現に街中が閑散としているようであった。また、10月3日には、ホワイトハウス周辺で、警官の制止を振り切って自動車で走り出した女性が警官に射殺されるという事件が起こり、物々しい雰囲気も感じられた。

1 連邦巡回区控訴裁判所(Court of Appeals for the Federal Circuit)（10月3日午後）

- (1) 連邦巡回区控訴裁判所を訪問し、プロスト判事(Judge Sharon Prost)と懇談した。先方は、レーダー長官付きのロークラークらと、オトゥール(O'Tool)事務局長が対応した（在米国日本大使館安部利幸書記官及び通訳が同行）。
- (2) 大橋判事からプロスト判事に対し、日本の状況を踏まえながら連邦巡回区控訴裁判所の現状について質問がされ、意見交換が行われた。

連邦巡回区控訴裁判所では、知的財産権に関する事件、行政事件及び国

際通商に関する事件を取り扱っているところ、同裁判所の裁判官になるに当たって、法律的に特別に要求されている資格はない。実際に同裁判所の裁判官を見ると、特許法についてのバックグラウンドを持つ者、政府で働いた経験を持つ者などがおり、多様な経験を持つ裁判官から構成されている。特許は技術の進歩が激しく、新しい知識を取り入れていく必要があるが、主としてロークラーク制度により対応している。各裁判官は4人ずつロークラークを採用することができ、各クラークは1年から1年半務めるため、ロークラークを通じて新しい知識を得ている。第一審である地方裁判所においては、当事者が専門家証人を呼んで立証するが、当事者が報酬を支払っているため、信頼性に欠けることもあり、また、第一審では陪審により裁かれるため、こうした陪審員が判断するのは難しいという問題がある。

連邦巡回区控訴裁判所では、数百から千人程度弁論をする弁護士がおり、知的財産権、行政訴訟といったそれぞれの分野に特化して活動しているのはもちろんのこと、特許の中でもバイオテクノロジーなど分野ごとの専門化が進んでいる。特許訴訟は、経済的に儲かるので、トップクラスの弁護士がこの分野に進出してきている。また、特許訴訟では、医薬品分野ではシビアに争われることが多いといった分野ごとの特徴がみられ、自ら特許を利用する企業とそうでない企業など、当事者の属性により異なる面がみられる。また、調停を積極的に進めており、事務局で全ての事件を見た上、調停に適すると思われる事件については、スタッフ弁護士等が調停官を務める調停に付している。

連邦巡回区控訴裁判所では、アミカスキュリエとして、多くの会社や多くの国が意見を述べた上で判断をすることがある。連邦巡回区控訴裁判所の判断の影響が大きいことからすると、こうした制度は重要であり、とても有益である。アメリカでは、statement of interest という書面を要求するこ

とにより、当該意見を出した者がどういう立場にあるかを明らかにするため、ある程度は利害関係が分かるようになっている。また、情報が多くなりすぎて大変という問題はあるが、ロークラークが裁判官が読むべきものを選別してくれている。

連邦巡回区控訴裁判所では、レーダー長官がインターンの形で積極的に各国の法律家の研修を受け入れている。一昨年の日米知財カンファレンスも有意義であったように、連邦巡回区控訴裁判所の判断が世界に波及効を持ち、知財に国境がないことからすると重要なことである。

連邦巡回区控訴裁判所は、双方本人訴訟の場合を除き、口頭弁論を開くようにしており、伝統的に口頭弁論を重視している。もっとも、時間はそれほど長くとはっておらず、1事件30分（各当事者15分）程度である。

- (3) この後、ロークラークに法廷を案内してもらった。ロークラークが傍聴席2階に座り、裁判官席にあるパソコンとつながっているパソコンを利用して、当事者が弁論で引用した先例について即座に調べて裁判官に情報提供することがあるという点が印象的であった。

2 連邦最高裁判所(Supreme Court of the United States) (10月4日午前)

- (1) ロバーツ長官(Chief Justice John G. Roberts, Jr.)を表敬訪問し、ミネア特別顧問(Jeffrey P. Minear)とともに応対していただいた（小杉丈夫弁護士、在米国日本大使館安部利幸書記官及び通訳が同行）。

連邦最高裁判所は、次週月曜日（10月7日）から開廷期間に入り、弁論が行われるという時期で、訪問当日はスタッフによるこれから開廷期間に入るという朝食会が開かれていた。

- (2) 初めにロバーツ長官から訪問を歓迎する旨の挨拶をいただき、大橋判事から昨年の竹崎長官訪問の際のお礼を述べ、長官からの書簡を手渡した。

その後、大橋判事からロバーツ長官に対して質問をする形で懇談が行われ

た。

現在のアメリカ最高裁では、9名の裁判官のうち8名が連邦控訴審の裁判官としての経験を持っているが、興味深い現象である。歴史的には、控訴審の裁判官からなる例はそれほど多くなく、大統領、上院議員、州知事からなる例も多かった。最近では、法律問題がテクニカルになってきていることもあって、下級審の裁判官としての経験が重要になってきていると思われる。裁判官が多様なバックグラウンドを持つことはよいことであり、8名が控訴審の裁判官出身であるとはいっても、それ以前は弁護士等の経験を持っており、多様なバックグラウンドを持つ裁判官により構成されている。

アミカスキュリエについて、あまりに多くのブリーフが提出されることによる裁判官の負担の増加、不当な圧力をかけるために使う者もいるといった懸念については、十分な根拠があると思われる。ただ、全体的に考えると、アミカスブリーフを提出する者の利害関係等を裁判所は見抜くことができるし、ちょっと読めば読む価値があるかどうかを判別することもできる。この制度により裁判所が様々な見解を知ることができ、重要な問題に気付かずに判断することを防ぐことができる。

裁判所でも新しい技術は大きな課題となっており、特に若い世代ほど新しい技術に通じていて、必要な文献等の情報をコンピューターを通じて得ているため、図書館を利用する人が少なくなった。ただ、最高裁は、他の政府機関に比べると伝統を重視しており、裁判官同士のコミュニケーションはEメールではなく、メモなどによりコミュニケーションをとっている。最高裁では、弁論の様子を録音してインターネット配信するというをしているが、視聴者を相手にパフォーマンスをするなど手続の性質を変容させるおそれがあるため、テレビ中継をすることは考えていない。

最高裁における補足意見のあり方は重要な問題である。裁判所が“裁判

所”として語ることは重要である。というのも、“裁判所の見解”が重要な
のであり、個人個人の意見は重要でないからである。下級裁で多様な意見
が出ているようなケースについても、最高裁において同じ結論に至る場合
には、たとえ違う分析をしていたとしても他の裁判官の叡智、意見も尊重
して判断するのが重要であると考えている。

憲法の改正を経ずして、いかなる理屈により、かつて合憲と判断してい
たある法律の条項を違憲と判断できるかというのは、民主主義社会におけ
る裁判所制度に関する根本的なジレンマである。先例拘束性を尊重する立
場によっているため、先例を覆すと先例がおかしかったということになり、
こうしたことはできるだけ避けたいと考えている。ただ、アメリカでも先
例が覆された例があるが、例えば1920年代の電話通信傍受が憲法修正
4条に反するかについて当初違憲でないとしたのを後に違憲とした例につ
いてみると、後の時点の方が新しい技術への理解が進み、政府の介入の意
味についてもよく分かるようになってきたなどという点で、より多くの情
報があるようになったという側面があり、こうした点からすると、時代の
変化によって憲法が変わったと捉えるのではなく、判断の基礎となる情報
が変わったと捉えることができるのではないかと思う。同じ憲法の条項の
下で、ある規定が合憲であるという前の判断と、違憲であるという後の判
断の双方が正しいという考え方は、時代によって憲法が変わるという考え
方であり、手続を経ずに憲法を改正することになってしまうため、そうし
た考え方には問題があるように思う。

- (3) その後、スタッフに法廷等、建物内を案内していただいた。アメリカ最
高裁の建物は、1920年代から建築計画が進められてきたところ、不況
により建設費用が掛からなくなったため、豪華な調度品を買うことができ、
さらに予算が余ったため政府に返上したといったエピソードのほか、法廷
の各席の配置、彫刻の意味など、興味深く見学することができた。

3 連邦議会図書館の梅田さゆり氏との懇談（10月4日昼食）

政府機関閉鎖の影響で、連邦議会図書館を見学できなくなったことから、日本の弁護士資格を持ち、同図書館勤務の、案内していただく予定であった梅田さゆり氏と昼食の際に懇談し、同図書館の仕事の内容などについてうかがった。

4 ワシントンDC留学中の判事補との夕食会（10月5日夕食）

谷藤一弥判事補、内山香奈判事補に在米国日本大使館安部書記官を交えて夕食会をした。それぞれ充実した留学生活を送っていることがうかがえた。

第2 ポストン（10月6日から同月9日まで）

1 IBA(International Bar Association)カンファレンス開会式等

カンファレンス登録会場では、法律関係出版社などのブースが立ち並んでおり、また来年のカンファレンスが東京で行われるため東京のブースもあった。午後6時から開会式が始まるところ、午後2時ころに登録会場に行ったこともあってか、登録自体はそれほど混雑しておらず、スムーズに行うことができた。登録をすると、資料やUSBメモリ（後日確認したが、何らファイルが入っていなかった。）を手渡された。なお、各セッションで使う資料は用意でき次第、インターネット上にアップされることとなっていたが、参加したセッションにおいて、パワーポイント等を使うものは半分程度しかなく、これらもインターネット上にアップされてはいなかった。

午後6時から、非常に大きなセレモニーホールで開会式が行われた。今年の参加者は6000人を超えるとのことで、開会式にも多くの参加者が集まっていた。

レイノルズ会長(Michael J Reynolds)の挨拶では、法の支配を広げていくことの重要性が語られた。その中で、ミャンマー等の民主化の途上にある国でも法の支配を確立していくことが重要であり、具体的には若い法律家を育て、IBAのような場で交流を深めていくことが必要であるとされた。また、IBAで

は地球温暖化と人権、人身売買の問題について重点的に取り組んでいくところ、人身売買の問題についてタスクフォースを立ち上げるとのことであった。

続いて、アメリカの元国務長官であるオルブライト(Madeleine K Albright)氏の講演が行われた。オルブライト氏は、I B Aがこれまでもしてきた人権に関する努力を続けていくべきだとした上、法の支配とその役割である人権の擁護について繰り返し述べていた。外交の場面においても、常に法律的側面があるとし、コソボ紛争などを例に挙げながら、国際刑事裁判所で裁かれるようになるなど、法律的に責任を追及されるようになってきていることなどに触れられていた。講演の後、質疑応答が行われ、質問者それぞれが自らの関心事項に応じた質問をしていた。

その後、セレモニーホールの裏で立食形式で軽食等が提供された後、バスでMuseum of Fine Artsへ移動し、ウェルカムパーティーが行われた。来年I B Aが東京で行われることもあり、日本からも弁護士が多く参加していた。

2 I B A参加セッション

(1) 健康情報と生命科学の規制(Boldly going: regulating the frontiers of health care and the life sciences) (10月7日午前)

参加者5名から10名程度の小規模なセッションであった。

まず、スウェーデンのラガクビスト(Per Lagerkvist)氏から、スウェーデンを中心に、デンマーク及びノルウェーを含めたスカンジナビア諸国における幹細胞に関する研究の規制と個人情報について説明がされた。スウェーデンでは、幹細胞に関する研究については、1991年以降、法律により規制がされるようになっており、デンマークやノルウェーでもその後、法律で規制がされるようになってきたが、規制に関してはそれぞれ違う方針をとっている。また、個人情報としての生物学的情報(DNAの情報など)については、個人を特定できるパーソナルデータという観点からは定義されているものの、生物学的情報それ自体という観点からの規制はそれほど

進んでいないようであった。

次に、アメリカのワイナー(Stephen M Weiner)氏から、個人の健康情報に関する規制について説明がされた。技術進歩は常に法の先を行っているところ、個人の健康情報についても技術の発達により、データが増え、その集め方や移転の方法についても増えてきている。個人の健康情報については、アメリカでは連邦法、州法で規制されているのに対し、EUでは特定のEU指令は出されていない。今後の問題としては、電話による治療に関する個人の健康情報や、スマートフォン等の治療に関するアプリに関する個人の健康情報についての規制等が考えられる。

そして、韓国のパク(Keum Nang Park)氏から、韓国における幹細胞研究に関する現状について説明がされた。韓国では、2005年に幹細胞の研究が禁止されたが、高齢化の進展とともに、製薬会社などが研究の必要性を訴えるようになり、研究の重要性が増してきている。韓国では、法律のレベルで規制されているが、様々な法律がそれぞれの視点で制定されているため、ある事項についてどの法律により規制されるのかが分かりにくいほど、色々な規制がされているという現状にある。

(2) 裁判官の任命(Appointing Judges: diversity or simply the best?) (10月7日午後)

参加者は、50名を超えており、特にアフリカからの参加者が多かった。民主主義社会における裁判所の構成について、社会の構成を反映すべきか、それとも法律的な能力のみに着眼して裁判官を選任すべきかについて、裁判所の存在意義は法の支配の最後の砦であるという役割からどう考えるかという問題提起を受け、各スピーカーがプレゼンテーションをした。

アメリカのアーチャー(Dennis W Archer)氏は、多様性と能力という問題は、二者択一ではなく、両立可能であるという点を強調していた。アメリカでは、連邦裁判官の給料が16年間上がっていないところ、裁判官になると

大きな収入を得られる弁護士をやめるという大きな犠牲を伴うことを考えると、裁判官であることは大きな名誉であるが、十分な報酬を支払うべきということが話された。アメリカでは、今後、ヒスパニックやアジア系の国民が増加していることが考えられ、大会社の経営陣をはじめとして、アメリカ社会の人口構成が反映されるようになっていくところ、有色人種にも多数の優秀な男女がいるため、こうした人たちを裁判官に任命することにより、多様性と同時に最良の裁判官を任命することが可能であるとの話がされた。

香港で仕事をしているコールマン(Russell Coleman SC)氏は、裁判官、裁判所の独立という観点から、政治的任用、裁判所による任用、裁判官指名諮問委員会による任用、選挙による任用が考えられるとしたうえ、アジア諸国、具体的には、タイ、韓国、日本、マレーシア、シンガポール、中国及び香港の裁判官選任方法や、裁判官の性別、人種についての紹介がされた。

スウェーデンの裁判官指名委員会の委員であるラムベル(Anne Ramberg)氏から、スウェーデンは移民が増えているが、この点が素人裁判官が選任されて審理に当たる刑事裁判では十分に反映されていない、職業裁判官の育成については、キャリアシステムの下、裁判所以外での経験がないといった問題をどう克服して有能な裁判官を育てていくのかが重要である、裁判官の任命に当たっては、効率的な事務処理や職場のリーダーをいった観点も重要である、といったスウェーデンの状況についての紹介がされた。

北アイルランドの法協会会長のハンター(Alan Hunter)氏からは、裁判所の独立は重要であるという観点から、プロテスタントとカトリックという分離された社会から成り立つ北アイルランドでの裁判官の選任について、連合王国との間の権限が整理されてきた経緯を踏まえつつ、どのように選任されているかについて話がされた。

これに加え、トリニダードトバゴのバイロン(Sir Dennis Byron)氏から裁判

官の選任について話がされた。

- (3) 集団的救済と他国への影響(Demolishing legal borders: the Availability of cross-border judicial cooperation and promoting and enforcing remedies for collective redress and class action litigants with claims in contract and tort) (10月8日午前)

参加者は40～50名程度であり、パネリストであるアメリカ、カナダ、オーストラリア、イングランド、デンマークからの参加者に加え、アイルランド、香港、ロシア、アルゼンチンなど、様々な国からの参加者がいた。

集団的救済は、アメリカ、カナダ、オーストラリアでしか認められていなかったが、最近は認められつつあるとしたうえ、アメリカの状況についてはモナガン(Maura Monaghan)氏とシテラ(Francis Citera)氏から、カナダの状況についてはブラウン(John Brown)氏から、オーストラリアの状況についてはドービニー裁判官(Justice Martin Daubney)から、イングランドの状況についてはマトブ氏(Harry Matovu QC)から説明がされ、ヨーロッパ、デンマークの状況についてはロース裁判官(Chief Justice Henrik Rothe)から説明がされた。

アメリカでは、最近の最高裁判決はクラスアクションを制限する方向を指向しており、企業側にとっては歓迎すべき側面がある反面、和解の際に効力が及ぶ範囲が狭くなっているという問題があること、カナダでは、アメリカほどクラスアクションが難しくなく消費者に有利な面があるが、その判決効が他の法域まで及ぶかについて不明な点があること、オーストラリアではアメリカに似たシステムをとっており、クラスアクションは増加傾向にあること、イングランドではアメリカ、カナダ及びオーストラリアが、Opt-out システムをとっているのとは異なり Opt-in システムをとっており、裁判所はクラスアクションを歓迎しておらず、また訴訟費用の敗訴者負担制度が原告として訴訟を続けることをためらわせる要因となっている

ことなどが紹介され、ヨーロッパの大陸諸国では、EU委員会が何らかの集団的救済を認めるよう勧告しているが、それぞれに国ごとの制度設計となっており、デンマークでは立法はされているもののクラスアクションはほとんどないとのことであった。

そして、クラスアクションで和解や判決をした場合に、当該国だけではなく、他国での同種紛争も含めて解決したと考えられるかという問題について議論がされた。実体法の問題や、各クラスアクションの原告適格の問題等から、ある国での解決が他国の同種消費者に直ちに影響を及ぼすのは難しいのではないかといった論調で議論がされる一方、係属中の事件については、進行の調整を図る必要がある場合もあり、カナダでは違う州の裁判官同士がコミュニケーションをとれるようにしていこうと努力しているとのことであった。

(4) 未来への備え - 体制, 技術, 規則の変化(Preparing for the future *Changes in Structures, Technology & Regulation*) (10月9日午後)

IBAとハーバードロースクールの共催のプログラムで、ハーバードロースクールのウィルキンス(Professor David Wilikins)教授の上記標題の講演が行われた。数百人は入るかというハーバードロースクールの講堂にも入りきれないほどの聴衆が参加していた。

講演に先立ち、ハーバードロースクールのミノウ学部長(Dean Martha Minow)が講演者の紹介等をし、ウィルキンス教授による公演が行われた。

経済活動のグローバル化, ITの発展, 知識や組織の伝統的カテゴリーの変容に伴い、買手と売手の知識格差が減少し、評判よりも実際の価値を重視するようになってきたという変化が生じ、リーガルプロフェッションについても、より洗練された顧客を相手に、新しい競争相手も出現する中で業務を行うこととなり、伝統に対するプレッシャーが生じてきている。こうした状況の中、弁護士業界でも単独経営事務所から大事務所への移行、

職人芸からITの活用、地域的なものからグローバルへの変容といった変化が生じてきている。また、弁護士の新たな組織形態や法律実務、質の維持といった問題が生じてきており、規制についても弁護士自治から他者からの規制といった変化が生じてきている。こうした変化の状況の下、学界と実務界が協力してリーガルプロフェッションのあり方というについて協力して研究を進めていくことが重要である。

3 ハーバードロースクール

(1) クリニック (10月8日午後)

ロースクールの学生が実際の法廷で弁論もしながら学ぶというリーガルクリニックの現状を知るため、ハーバードロースクールの Criminal Justice Institute と Legal Aid Bureau を訪問した（在ボストン総領事館村木小百合副領事及び通訳同行）。

ア Criminal Justice Institute

リーガルクリニックでは、ロースクールの学生が、弁護士資格あるスーパーバイザーからの監督を受けながら、実際の事件を扱うということを行っている。学生が担当する事件については、特段の選定基準はないが、殺人は扱えないとされていること、また、学生がクリニックにいる期間との関係で、それほど長くかからないケース、具体的には暴行や飲酒運転、ドラッグ、DV関係事件のケースが多く、裁判所が事件を選んでいる。

このクリニックでは、現在、31人の学生が参加しており、クリニック所属期間は、週2回法廷に行き、1学期で5ケースほど担当するのを目標としている。学生は、クリニックで実務を経験し、授業を受けることで6単位を得ることができる。学生は、法廷で弁論をするほか、Investigationもしており、必ず事件現場に行くほか、通りがかった人に事件について知らないかなどと聞いて証人を探すなどしている。学生は、実際の弁護士よりも担当事件が少ないため、一生懸命にやっており、裁判所からの評判も

よい。

このクリニックは、大学の資金により運営されており、寄付を受けることもあるがそれほど多くはない。

イ Legal Aid Bureau

学生によって創立され、運営されているという特徴のあるクリニックであり、今年創立100年を迎える。地域社会への貢献と学生のトレーニングを目的にしており、Housing Law, Family Law のケースを取り扱っている。

学生は、ロースクール2年生、3年生の2年間このクリニックに所属し、ここで活動することで、年間に必要な単位の半分を得ることができる。毎年、20～25人程度の学生が参加していて、貴重なコミュニティにもなっている。平均して2年間で14件ほど弁論をしている。マサチューセッツ州では、規則により、学生もスーパーバイザーの監督は必要であるが、一審のみならず、最上級審でも法廷で弁論できることとなっている。学生は2年生の最初や陪審事件については複数で担当し、事件担当の各段階でスーパーバイザーからのフィードバックを受けるほか、スーパーバイザーから年数回評価を受け、また、授業で終了した事件について話し合うなどしている。

クライアントから事件を受けるに当たっては、電話の応対段階から学生が対応しており、まず事件概要について聞き取ったうえ、Legal Aid Bureauの代理を受ける資格があるかどうかを審査し、最終的には学生の委員会で決定している。クライアントからの苦情についても規則を決めているが、学生は時間をとって一生懸命やっているため、実際の苦情に至ることは多くない。

学生は、思考が柔軟なため、新しい法律論が出てくることもあり、一生懸命やっているため、裁判所、依頼者のみならず、相手方の弁護士からも高い評価を受けている。相手方の依頼者から自分の弁護をしてほしかった

と言われることもあるし、相手方弁護士から自分の事務所に就職しないかと誘われることもある。

(2) 学部長表敬と昼食会 (10月9日昼食前と昼食時)

ハーバードロースクール同窓会の小杉丈夫弁護士及び大武和夫弁護士とともに、ミノウ学部長を表敬訪問し、アルフォード教授(Professor William P. Alford)が同席した。ハーバードロースクールの日本とのかかわり、アメリカのロースクールの現状、ハーバードにおけるリーガルクリニック等の教育の現状について話をした。大橋判事から、若手裁判官を留学生として受け入れてもらっていることについての感謝が述べられた。ミノウ学部長からは、昨年、日本の最高裁を訪問できずに残念であったとの話がされた。

その後、アルフォード教授に昼食会に招かれ、ハーバードで日本に関連した研究をしている教授や、日本からビジティングスカラーとしてハーバードを訪れている教授等と懇談した。

4 マサチューセッツ州最高裁判所(Supreme Judicial Court) (10月9日午前)

(1) アイルランド長官表敬

マサチューセッツ州最高裁判所にアイルランド長官(Chief Justice Ireland)を表敬訪問し、スピナ判事(Justice Spina)及びコーディー判事(Justice Cordy)と共に懇談した(在ボストン総領事館村木小百合副領事及び通訳が同行)。

マサチューセッツ州最高裁判所は、西半球で一番古い最高裁判所であり、セーラムの魔女狩りに遡る長い歴史を持つ裁判所である。最近では同性婚についての判決をして、アメリカの他の州からだけではなく、他の国の裁判所からも注目された。裁判官は、州知事によって任命され、定年70歳までの任期とされているところ、7人の裁判官がおり、3人は女性である。

同最高裁判所では、インターネットで弁論の中継をしており、ロースクールの学生や一般市民もこれを見ることができる。中継をしても、ポピュリズムの影響を感じることはなく、慣れているので特にカメラを意識すること

なく手続を行っている。

同最高裁判所では、年間250～300件の事件を扱っており、サーシオレーライの制度をとっている。三審制の最上級審として、二審で敗訴した当事者からの申立てを受けるかどうか判断するほか、憲法問題等の重要な問題を含むものについては、一審から直接上訴することができるし、また、最高裁から二審に対して、重要な問題を含むので二審で審理せずに最高裁に回すよう求めることもできる。なお、一審は、扱う分野ごとに7つの特別部に分かれており、州人口680万人に対して、一審裁判官は380人いる。

ユニークな制度として、求められた際、州議会や州知事に Advisory Opinion を出すというものがある。州憲法によって定められているが、年間1件程度とそれほど多くはない。また、このような勧告意見と同種の事件を審理することとなった場合に、勧告意見に法律的に拘束されるわけではない。

(2) コーディー判事との懇談

その後、コーディー判事(Justice Robert J. Cordy)に建物の案内をしていただきながら、最高裁判所での審理方法や一審裁判官の評価制度について説明を受けた。

同最高裁判所では、1978年に初めて女性の最高裁判事が誕生したところ、先代の長官も女性で南アフリカ出身で、アパルトヘイト反対運動等の後、アメリカで教育を受けて国籍も得て長官になった。この建物は、1893年にオープンし、たばこの煙等ですすけた汚い建物になっていたが、最近改装したため、非常にきれいな建物になっている。1780年に最古の成文憲法であるマサチューセッツ州憲法を起草した John Adams の名前を建物につけている。

最高裁判所での審理は、裁判官はブリーフを呼んで弁論に備えており、弁論は質問するチャンスであると捉えている。あらかじめ裁判官の合議を主宰する裁判官が決められており、前任順に意見を述べた後、ドラフトを

書く裁判官が合議を主宰する裁判官とは別に指名される。月末にドラフトについて合議する時間が設けられ、密度の濃い議論が戦わされており、事件によっては一致に至らず反対意見等を書くこととなる場合もある。その場合は、1か月ごとに再び合議することとなり、反対意見のドラフトも踏まえて合議がされる。反対意見とされていたものが説得的なため、法廷意見となるのも珍しくない。

同州裁判所では、13年前にトライアル裁判官の評価制度を導入した。同州では裁判官は定年までの任期であり、再任されるわけではないため、もっぱら裁判官の弱点を洗い出して改善に役立てるという目的のために導入され、運用されているものである。3年に1回、弁護士、裁判所職員、陪審員を対象とし、裁判官は十分に準備していたかなどの各項目についてスコアを付け、また自由記載の回答もできる質問書につき、無記名での回答を求めているところ、各裁判官につき、150～200の回答が集まっている。これを集計したものを当該裁判官とその所長に送付して話し合ってもらい、一定以下の評価の場合は、改善プランを立ててトレーニングを受けることとなる。弱点に応じたトレーニングのほか、メンターの制度も取り入れており、改善を図っている。当初裁判官はこの制度を歓迎していなかったが、同州の弁護士は洗練されていて、単に敗訴したから悪い評価をするといったこともなく、評価制度は成功している。

新任裁判官へのトレーニングは存在するが、完璧とはいえず、あまり洗練されていない。司法アカデミーはなく、小さなトレーニングセンターがあるのみである。裁判官に対する継続的なトレーニングはもっと充実しており、7つの特別部がトレーニング機関と協力して、年2回、裁判官の研修を行っている。

5 レセプション等

(1) 武藤総領事主催の昼食会 (10月7日昼食)

武藤顕総領事主催のレストラン L'Espalier での昼食会に招待された。小杉丈夫弁護士、高取芳宏弁護士と共に招待され、村木副領事と併せて6名での昼食会であった。アメリカ経済におけるボストンの地位、日本人留学生の減少傾向、アメリカにおける日本語教育の地位低下の現状、アメリカの大学の現状と日本の法科大学院教育の状況などについて話がされ、多層的な日米交流の重要性という観点からも司法の日米交流が重要であるといった話がされた。

(2) 武藤総領事公邸でのレセプション (10月7日夕食)

IBA開催に関連し、武藤総領事と日本弁護士連合会がボストン総領事公邸で行うレセプションに招待され、各国のIBA関係者や日弁連関係者と懇談した。

(3) アジア太平洋フォーラム昼食会 (10月8日昼食)

IBAのプログラムの一つとして、アジア太平洋フォーラム昼食会に参加した。非常に大きな会場であったが、たくさんの人が参加しており、シンガポール、インド、韓国の参加者などと話をした。来年東京でIBAが開催されることから、東京の紹介がされていた。

(4) ジャパンナイト (10月8日夕食)

日弁連主催により、IBAの会場にほど近い宿泊していたホテルのレストランで、ジャパンナイトと称するレセプションに参加した。日本の弁護士はもちろんのこと、他国からのIBA参加者も多数参加しており、日本への関心が高いことがうかがえた。

(5) ボストン留学中の判事補との夕食会 (10月9日夕食)

八巻牧子判事補、仲田憲史判事補との夕食会を行い、それぞれロースクールで充実した留学生活を送っている様子がうかがえた。

第3 ニューヨーク (10月10日及び同月11日)

1 国際通商裁判所(United States Court of International Trade) (10月10日前)

- (1) スタンシー判事(Judge Timothy G. Stanceu), ケリー判事(Judge Claire R. Kelly), 事務局のトスカノ氏(Mario Toscano)に対応していただき、ロークラーク4名が同席した(在ニューヨーク総領事館菱田泰弘領事及び通訳が同行)。
- (2) あらかじめ送付していた質問票に基づき、スタンシー判事、ケリー判事から説明を受けた。

スタンシー判事は、国際通商分野の弁護士を経て、2003年4月から同裁判所の裁判官となり、ケリー判事は、国際通商分野の弁護士、大学教授を経て、2013年6月から同裁判所の裁判官となった。

国際通商裁判所は1980年に設立された連邦の裁判所で、全米の事件を取り扱う。関税事件について、一貫性のある判断をするために設立された裁判所で、9人の常勤の裁判官、5人のシニア裁判官がおり、シニア裁判官は仕事量は軽減されるものの常勤裁判官と同じ権限を持つ。同裁判所では、貿易救済措置(Trade Remedy)に関する事件と、関税に関する事件を取り扱っており、これらはすべてアメリカ政府が一方の当事者となるものであって、私人間の訴訟は取り扱っていない。貿易救済措置に関しては、International Trade Administration, International Trade Commission の判断に対する不服申立てを取り扱うこととなり、関税に関する事件は関税に関するあらゆる事件を取り扱っている。同裁判所の判断に不服がある場合は、当事者は権利として連邦巡回区控訴裁判所に控訴することができる。

新受事件は年間450～500件、判決は年間150～175件程度であるが、弁論の併合や特別な手続により、一つの判決で複数の事件が解決されることがあるため、未済事件が累積しているという状況にはない。

貿易救済措置に関する訴訟は平均16か月程度で解決に至っている。行政機関のした判断に対して申し立てられるもので、実質的証拠法則によってお

り、行政機関のした事実認定を一からやり直すというものではない。他方、法律問題については、一審として自ら判断している。関税に関する事件は、他の連邦地裁と同様、最初から事実認定をしていくものであり、ディスカバリーが1年くらいかかるため、長くかかりがちである。いずれについても、弁論終結から90日以内に判決することを目標としており、概ねその目標は達成されている。

裁判官としては、法の下で正義にかなった正しい判断をするという一番の目的のほか、できるだけ早く、できるだけ安価に紛争を解決するという3つの目標を達成する必要があると考えているが、ときにはこれらが互いに矛盾することがあり、そうした点に難しさを考えている。

最近の傾向としては、中国関係の貿易救済措置の事件の増加が目立ち、同じ問題が何度も出てくるという傾向がある。憲法問題が生じた場合に所長が3人の合議で審理するという決定をする場合を除き、単独の裁判官で審理しているが、裁判所として一貫した判断をする必要があるため、お互いに判決のドラフトを回している。

裁判官に対するトレーニングとしては、新任の裁判官は1週間ずつ2回の計2週間のプログラムを受けている。ここでは、トライアルや、証拠、実体法、実務的問題についてトレーニングが行われ、そのほか、年間を通じて行われるプログラムに参加することもできる。裁判官になるには、大統領から指名され、上院の承認を受ける必要がある。この裁判所の裁判官のバックグラウンドとしては、他の裁判所の裁判官、この分野の弁護士、司法省、農務省及び商務省の勤務経験者、元下院議員などがいる。

- (3) 両判事から説明を受けた後、法廷や図書館等の見学をさせてもらった。同裁判所では、当事者の提出する書面は全て電子ファイルで提出することとされており、裁判官席、当事者席にはディスプレイがあつてこうした書面を表示できるようにされている。また、全米を管轄することもあり、ビデオ会議

システムを備えた法廷も存在する。

2 ニューヨーク州最高裁判所刑事部門(Supreme Court, Criminal Branch, New York County) (10月11日午前)

(1) 同裁判所は、州の第一審裁判所であるところ、刑事部門の司法行政責任者であるオブス判事(Michael Obus)とロークラークに対応していただき、懇談の後、法廷傍聴をした(留学中の古川善敬判事補同行)。

(2) アメリカの陪審裁判は12人でやり、非常に時間がかかる。ニューヨーク州では、有罪にするのはもちろんのこと、無罪も全員一致とされているため、全員を同じ意見にまとめるのはなかなか大変である。全員一致の結論に至らないと、もう一度やる必要があることになる。

ニューヨークでは色々な言語を話す人がいるため、様々な言語の通訳人がいる。特にスペイン語については需要が多いため、常勤の通訳人がいる。

ニューヨーク州の裁判官の選任方法は複雑であり、市長、知事によって任命される裁判官と、選挙によって選ばれる裁判官がいる。なお、最上級審である Court of Appeals については、スクリーニング手続の後、知事によって任命されている。また、裁判官の数が十分でないため、Criminal Court の裁判官を Supreme Court の裁判官(Acting judge)にできるという制度があり、これが活用されているため、実際にこの裁判所の裁判官には選挙で選任されている人は多くない。

(3) その後、コカイン所持のケースと、男性間のレイプ事件について傍聴した。選挙により選ばれる裁判官もあり、裁判官に法律的知識を補充するため、裁判官の隣に弁護士であるロークラークが座っていたこと、裁判官が陪審員に対して、かなり丁寧に心構えや手続の進行について説明しており、証人に対しても丁寧に説明しているのが印象的であった。また、被告人が英語以外の言語を母国語とするケースであったが、通訳人がマイクで通訳した内容が被告人のイヤホンに届くようにされ、通訳によって手続が滞ることなく、スム

ーズに進行していた。

3 草賀総領事主催の昼食会 (10月11日昼食)

草賀総領事主催の Oceana というレストランで行われた昼食会に招待され、菱田総領事と4名の昼食会となった。ニューヨークの経済状況、コロンビア大学では日本人の減少傾向はみられないこと、同性婚に関する世界各国の考え方と外交に際しての配慮などについて話がされた。

4 ニューヨーク州最高裁判所控訴部門(New York State Supreme Court Appellate Division of Supreme Court) (10月11日午後)

(1) 同裁判所は、州の第二審裁判所であるところ、首席判事のゴンザレス判事(Luis A. Gonzalez) に対応していただいた(在ニューヨーク総領事館菱田泰弘領事及び通訳が同行)。

(2) Supreme Court が最上級審でないのは、ニューヨーク州を含め2州のみである。最上級審の New York State Court of Appeals では、男性6人、女性3人の判事がおり、州知事によって任命され、州上院の承認が必要である。

ニューヨーク州の裁判官は、選挙によって選任される裁判官と、そうでない裁判官がいる。州の裁判官選挙では、12の選挙区に分かれ、住民の数に応じて選挙できる裁判官の人数が決まっている。まず、各党の中で候補者を選任するところ、選挙区中の中にあるさらに細分化された各区が人口に応じて選挙人を選び、これら選挙人が各党候補者を選挙する。その後、各政党の候補者間での総選挙が行われ、ここで選挙により選ばれると、14年の任期があり、再選可能である。

ニューヨークでは、知事や市長が、Criminal Court Judge, Family Court Judge を任命することができ、こうした裁判官についても Acting Judge として Supreme Court の仕事を割り当てることができる。こうした選挙で選ばれていない裁判官は、二審である Appellate Division の仕事をすることはできない。したがって、控訴審の裁判官となるには、選挙によって選ばれる必要がある

こととなる。

また、裁判官の中には、constitutional judge と non-constitutional judge がいるところ、constitutional judge については5年ごとに仕事の状況についてチェックされる一方で、身分保障がされている一方、non-constitutional judge については、5年ごとのチェックはないものの、首席判事が知事に対し、仕事ぶりが望ましくないためやめさせるよう要求したり、4つある控訴部門の他の部門に異動させるよう要求することができるという違いがある。

Appellate Division は4つの部門からなり、それぞれ別の土地を管轄している。今回訪問した第1部門は、マンハッタンとブロンクスを管轄している。裁判官の定員は20人であるが、選挙で落選、州の Court of Appeals 裁判官への任命、連邦裁判所への任命により3人が欠員となっている。知事が新たな裁判官を任命していないため、空席のままである。

裁判官の定年は70歳であるが、Court of Appeals の首席判事、控訴部の各部門の首席判事からなる administrative board of New York の承認を経て、2年の任期を3回まで更新して76歳まで勤務することできる。このボードは、他にも予算等の裁判所内部の事項や、弁護士報酬に関する規則を決めることができ、そのスタッフとして7～8人の弁護士とそれを補助するスタッフもいる。

この裁判所では、調停も行われており、元裁判官等が調停に向く事件かどうかを振り分け、調停に向く事件については調停をしている。この裁判所では、5人の合議体で審理しているところ、週60件新受事件が来ているため、調停がないとさらに多くの事件を審理しなければならず、もっと大変であると思われる。特にマンハッタンを管轄し、複雑な訴訟も多い第1部門では、調停で終了すべき事件を終了させることが重要である。また、この裁判所では、弁論終結から120日以内に判決するのを目標としているところ、120日超の事件は特定の裁判官らに集中しているため、首席判事として事情を

聴き、迅速な処理を促そうと考えている。このようなことも、解決を求めて裁判所に事件を提起する当事者に対して責任を果たすという意味で重要である。

(3) その後、首席判事自ら法廷を案内していただいた。非常に豪華な法廷で、同日の昼には結婚式が行われたとのことで、それも首肯できるものであった。イタリアから取り寄せた素材を使うなどしており、現在であればこのようなものを作るのは予算的には難しいであろうとのことである。

5 ニューヨーク留学中の判事補等との夕食会 (10月11日夕食)

ニューヨーク留学中の古川善敬判事補、小西隆博判事補のほか、ニューヨークで勤務している■■■■氏、新聞祐一郎弁護士、結城大輔弁護士、伊藤豊弁護士と会食し、ニューヨークでの生活等について話をした。

第4 おわりに

初めて訪れたアメリカ合衆国で、アメリカ最高裁のロバーツ長官訪問をはじめとして、連邦、州の様々な裁判所を訪問し、また、IBA総会に参加して世界の弁護士の関心事について触れることができるなど、貴重な経験であった。このような貴重な経験ができたのは、秘書課の皆様や各大使館、総領事館の皆様に準備の段階から実際の訪問まで万全の準備と配慮をしていただいたおかげであると感じており、心から感謝したい。